

6月21日 国労東日本本部 関係弁護士交流会を開催

JR職場実態と国労の現状を共有!



(組合員の購読料は)
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル

国労東日本本部
発行責任者 高野苗実
編集責任者 伊藤隆夫

No. 727 定価
20円

2012年
6月29日

まえばい笑顔で作る
明るい職場、
あなたの加入が未来へつなぐ!!

<http://www.e-nru.com>



交流会開催にあたり高野委員長は、「一括和解成立後、国労差別の解消から組織拡大を目指し、東日本と国労の関係がどうなっているのか?心配をされている先生もいる。この4月1日からは新たな人事・賃金制度が導入され差別の拡大が懸念される中で、協定化し今後どう歯止をかけるのかが問題。様々な問題について、お力をお借りしたい。」と、挨拶しました。

第5回組織拡大標語募集

貴方の組織拡大に向けた「思い・決意」をスローガンに!



もう一人の
仲間を国労に

国労はあなたを歓迎します

応募作品

組織拡大運動のさらなる高揚を目的としたスローガン的なもの

- ①他労組組合員等に呼びかける組織拡大標語
 - ②国労内部を対象とした組織活性化に向けた組織拡大標語
- 最優秀作品1本、優秀作品2本、入選若干数

応募方法

メールで、アドレスは
nru.east1@apost.plala.or.jp
パソコンの方は、ホームページからも送信できます。

応募期間

8月22日まで(東日本本部必着)

作品発表

第26回東日本本部定期大会
(国労東日本本部執行委員会にて選考します。)

国労東日本は、一括和解後のJR職場実態と国労の状況を深めるために、関係弁護士との交流会を6月21日、東京・新橋で開催しました。交流会は、3月23日に閣議決定され現在の国会に提出されている「労働契約法一部改正法案」について国労弁護士・宮里弁護士より講演を頂くとともに、4つのテーマに絞って国労側から報告し交流を深めました。

今号は、①関係弁護士報告、②国労東日本本部「再雇用制度問題プロジェクト」発足、③盛岡地本「組織・教宣部長合同会議」報告、としました。

交流会開催にあたり高野委員長は、「一括和解成立後、国労差別の解消から組織拡大を目指し、東日本と国労の関係がどうなっているのか?心配をされている先生もいる。この4月1日からは新たな人事・賃金制度が導入され差別の拡大が懸念される中で、協定化し今後どう歯止をかけるのかが問題。様々な問題について、お力をお借りしたい。」と、挨拶しました。

の佐藤副委員長より、「一括和解以降、正常な労使関係を求めてきた。表立っての差別はなくなりましたが、全てが払拭されてはいない。新制度の公平・公正な運用の監視もしていかなければならない。職場の諸問題を共有化する中からアドバイスをいただきたい。」と、趣旨説明しました。

まずはじめに、国労本部弁護団の宮里弁護士より現在国会に提出されている、「有期契約労働法(労働契約法の一部改正)の内容と問題点」について講演をいただき学習。「現在の日本では法規制がない中で、法改正の動きになった。今のままでいい資本側と、入口規制を求める労働側の対立があり、労使が可能な限り一致できるものとしての労政審答申となった。」と、ここに至るまでの経過から内容について触れ「評価はさまざまであるが、『①有期雇用が無期雇用へ転換する仕組みができ、可能性が開かれたこと。②不合理な処遇を禁止したこの立法化。』は、評価して良いと思うし、立法上の根拠が出来たことは、運動を支える1つの論拠になる。」と一歩前進したことを評価しつつ、最後に「法律頼みではなく、協約または就業規則の中で、労使によってしくみを作ることが大切。賃金など労働条件なども日常的な取り組むべき課題。有期契約労働者の組織化と一体的に追求することを!」と、労働組合が取り組むべき課題に触れ締め

続いて、「グリーンスタッフ社員の現状と課題」(東京地本新橋支部・谷崎委員長)「運転・車掌職場における他労組の動向」(東京地本八王子地区本部・小山委員長)「新人事・賃金制度をめぐる状況と取り組みの現状」(東日本本部・矢部法対部長)「組織拡大の経験と教訓」(東日本本部・武田組織部長)について、JR職場と取り組みの現状が報告されました。

交流会は、参加弁護士の紹介から意見交換を行い、「今後もご相談をさせていただき、今後の運動でお返ししたい。」と、この間の国労弁護士へのお礼を含めた松井書記長のまとめで終了しました。



国労東日本本部

6月1日

「再雇用制度問題プロジェクト」を設置

求めるのは 早急な対応

6月1日、国労東日本本部は、直前に迫っている2013年から「老齢厚生年金」(報酬比例部分)段階的引き上げ問題について、東日本本部内に「再雇用制度問題プロジェクト」(以降、再雇用PT)を設置しました。



会議は冒頭、松井書記長より「老齢厚生年金の受給年齢の引き上げに伴い各事業主(企業)は、60歳以降の公的年金(報酬比例部分)未支給期間に対する雇用のあり方等について、事業主の努力義務としてきたが、平成16年4月1日(2006年)※3年間の期限猶予付与)関係法(高齢者雇用安定法)の改正により、事業主に対し

義務付けとされた。このことにより事業主は、①定年の廃止、②定年の延長、③雇用の継続のいずれかを選択しなければならないとされている(※雇用形態・労働条件に縛りは無い!※労働協約等の労使間の取り決めにより全ての労働者が対象とならなくてもよい)。

JR東日本はこれまでのシニア社員制度(雇用あっせん)から、法改正より2年遅れて2008年から現行のエルダー社員制度(雇用の延長)を導入した。同制度は60歳以降の賃金(収入)を賃金・高齢者雇用継続給付金・年金(報酬比例部分)の三位一体で構成し、その総額を55歳到達時の賃金の80%〜85%としているが、昭和28年4月2日生まれ以降の社員には適しない制度となっていることから、当初から『賞味期限5年』と評されていた。既に昭和28年度生まれの社員は本年度が59歳到達年度であり、本来60歳定年制とするならば、60歳以降の雇用の

6月9日

盛岡地本で 組織・教宣部長合同会議

組織拡大のキーワードは 仕事にある



一括和解以降東日本本部内で104名の組織拡大が勝ち取られている。こうした中で盛岡地方本部は、新規採用者対策の中間総括と教宣活動の強化に向け、地方本部「組織部長・教宣部長合同会議」を6月9日、盛岡市・

岩手労働福祉会館に於て開催した。各級機関の組織部長・教宣部長等45名が結集し、当面する取り組みについて意思統一を図った。

阿部一久執行副委員長の開会挨拶に引き続き、小林良宏執行副委員長が「仕事を教える」との意図を生かして、8月までの学習を行い、8月をめどに国労東日本としての要求をまとめ、会社に対して申し入れを検討している。尚、再雇用PTの座長には矢部執行委員、事務長には樋口執行委員を選出した。

岩手労働福祉会館に於て開催した。各級機関の組織部長・教宣部長等45名が結集し、当面する取り組みについて意思統一を図った。

出席者からは「組合員の意識に変化が生まれてきている。分会全体で取り組みたい」「仕事を教える」との意図を生かして、8月をめどに国労東日本としての要求をまとめ、会社に対して申し入れを検討している。尚、再雇用PTの座長には矢部執行委員、事務長には樋口執行委員を選出した。



阿部一久執行副委員長の開会挨拶に引き続き、小林良宏執行副委員長が「仕事を教える」との意図を生かして、8月をめどに国労東日本としての要求をまとめ、会社に対して申し入れを検討している。尚、再雇用PTの座長には矢部執行委員、事務長には樋口執行委員を選出した。

最新のがん治療に合わせて進化したアフラックの新しい「がん保険」です。



生きるためのがん保険 Days

Affac

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社) 東京第三法人営業部

〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

Tel.03-3344-1459 Fax.03-3344-4036

アベニール 株式会社

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

©詳しくは、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 AF007-2011-0293 6月22日